

# 防災の心得

【問合せ】 総務課 消防・交通係（牛津庁舎）  
 担当 相川・三ツ家  
 ☎63-8818

## 早めの避難

災害時には、テレビやラジオからの最新情報に注意しましょう。また、県や市が提供する最新情報はパソコンやメールでも確認できます。

### ☐ 防災ネットあんあん

佐賀県が提供する、防災・安全・安心情報配信システムのサイトです。

### ◆ 登録の仕方

・ [kantan@esam.jp](mailto:kantan@esam.jp) に空メールを送る。

・ パソコン、または携帯のURLに <http://esam.jp> を入力する。



### ☐ 小城市防災メール

小城市が提供する防災メールです。

### ◆ 登録の仕方

ogi-shimin@bousai.city-ogi.jp に空メールを送る。



「小城市防災行政無線」の放送内容が電話で確認できます！

放送から3時間以内は、電話で聞き直すことができます。

### ☎ 電話番号

☎ 0952-51-5258

電話料金については、利用者の負担となります。

なお、回線は6回線です。話し中の場合は再度おかけ直しください。

## 事前の備え

### 1. 非常持ち出し品の事前準備を



### 2. 大雨や台風に合わせて、家のまわりを点検・整備しておく



### 3. 避難所や避難路を確認しておく



詳しくは小城市ホームページ内→「いざというとき」の「災害・防災」をご覧ください。

## あなたの家を守るために 火災警報器 を設置しましょう。

住宅火災による死者を減少させることを目的として、すべての住宅に住宅用火災警報器の設置が火災予防条例で義務付けられることになりました。

### ■ 設置時期

新築住宅 平成18年6月1日から設置  
 既存住宅 平成23年5月31日までに設置

### ■ 「住宅用火災警報器」とは

火災の煙を感知して、居住者に警報音（ピッピッ）や音声（火事です。火事です。）で火災を知らせる装置です。

### ■ 設置場所 各寝室及び階段部分などの天井又は壁

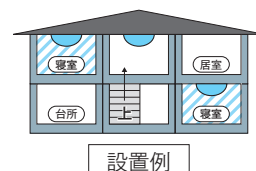


### ご注意ください！

悪質な訪問販売に注意しましょう。特に高齢者の方で、ひとり暮らしの方を狙った訪問販売が予想されます。消防職員のような服装や言動で訪問し、勧誘する業者がいます。

市町村や消防署が火災警報器を売り歩くことはありません。悪質な業者にごまかされないようにしましょう。

佐賀広域消防局管内で住宅用火災警報器・消防用設備を設置又は販売する業者は、届出が必要です。



### 【問合せ】

・ 佐賀広域消防局 予防課 ☎33-6765  
 ・ 小城市消防署 ☎66-1541  
 ・ 小城市役所総務課 消防交通係 ☎63-8818